女性労働者の危険有害業務に係る調査研究事業

女性の危険有害業務に係る調査研究事業　中間報告
～坑内労働に係る調査結果について～　概要資料

みずほ総合研究所
サステナビリティコンサルティング部

2026年11月9日

みずほ銀行

ともに挑む。ともに実る。
MIZUHO

みずほ総合研究所はみずほ銀行内の組織の名称です。

© 2026 Mizuho Bank, Ltd.

女性の危険有害業務に係る調査研究事業　中間報告　概要

■ 1　はじめに

― 平成18年（2006年）の労働基準法改正により、女性技術者は坑内の管理・監督業務等に従事できるようになったが、妊産婦以外の女性についても、掘削、発破及びこれらの付随業務等への就業は引き続き制限されている。

― **平成17年（2005年）の専門家会合報告書から約20年が経過**し、機械化・自動化・遠隔化、安全衛生管理の向上等により、坑内の作業環境・作業態様が大きく変化したことを踏まえ、**最新の実態、科学的知見及び国内外の規制を調査し、専門家も交えて議論・検討を行い、女性の坑内労働に係る規制の在り方を検討**したもの。

■ 2　坑内労働の概況と特徴

令和７年（2025年）時点において、建設業界においては、全国で技術者数が41万人、技能者数が296万人とされており、そのうち、女性技術者の数は5万人、女性技能者の数は11万人。

― **（１）鉱山における坑内労働**

- 坑内労働者数は平成15年（2003年）の1,079人から令和7年（2025年）の732人へ減少。
- 大型重機、自動穿孔機、遠隔・自動運転機器、坑内Wi-Fi等の導入により、**採掘・運搬等の機械化・DX化が進展**。

― **（２）ずい道工事等における坑内労働**

- 道路、鉄道、水路等を中心に、山岳工法、シールド工法等によるトンネル工事が引き続き一定規模で実施。
- 掘削、ずり出し、支保工建込み、コンクリート吹付け等の**機械化・自動化が進み、危険源である切羽への立入りを減らす取組が進展**。一方、資材運搬、ホース・ケーブルの延伸等の一部作業にのみ人力作業が残っている。

― **（３）坑内労働の特徴と労働災害の状況**

- 作業態様は、危険源に近接した直接作業から、**機械の運転、遠隔操作、計測・監視及び安全管理を中心とする形態**へ移行。
- 換気、粉じん対策、位置管理、監視・計測技術、電動ファン付き呼吸用保護具等の導入により、**安全衛生管理水準が向上**。
- 女性技能者へのアンケートでは、**現行規制を「撤廃すべき」又は「一部緩和すべき」とする回答が約7割**を占めた。一方で、「そのまま維持して残すべき」又は「わからない」とする回答が約3割であり、規制内容や坑内作業の実態、健康影響に関する科学的根拠について十分な情報がないため判断できないとの回答もみられた。
- 労働災害の状況として、鉱業及びずい道新設事業の労働災害は長期的に減少傾向であり、**令和6年（2024年）の労働災害率は、いずれも全産業平均を下回った**。

Strictly Confidential
© 2026 Mizuho Bank, Ltd.

女性の危険有害業務に係る調査研究事業　中間報告　概要（続き）

■ 3　坑内労働に係る規制について

― （1）我が国における規制

- 坑内労働に係る女性特有の規制として、妊産婦は、すべての坑内業務への就業が禁止されている。その他の満18歳以上の女性は、掘削・掘採、発破及びこれらの付随業務等への就業が制限される一方、管理・監督業務等には従事可能。
- 性別にかかわらない規制等として、鉱山保安法、じん肺法、労働安全衛生法等により、落盤、出水、ガス、粉じん、通気等に関する安全衛生措置が性別にかかわらず適用される。また坑内外を問わず、妊産婦には重量物、有害化学物質、暑熱、異常気圧等に関する就業制限が適用され、妊産婦以外の女性にも重量物及び有害化学物質に関する就業制限が適用される。

― （2）諸外国における規制

- 女性の鉱山坑内労働を原則禁止していたILO第45号条約は、令和6年（2024年）に廃止されており、EU、イギリス、オランダ、フィンランド、フランス、ドイツ及びアメリカでは、一般女性の坑内労働を一律に禁止する現行規制は確認されなかった。
- 一方、妊娠中、出産後又は授乳中の労働者については、各国で就業制限、リスク評価、配置転換、合理的配慮等の保護措置が規定。

■ 4　現在の坑内労働の作業環境、作業態様と女性の健康等への影響

― 落石、落盤、出水、ガス爆発等は、男女双方が等しく遭遇し得るリスクであり、安全衛生関係法令等に基づき管理されている。また、有害化学物質、高温、異常気圧、粉じん等は、坑内に固有又は女性のみに生じる問題ではなく、個々の危険有害要因とばく露状況に応じて管理すべきものである。

― 坑内における重量物等の筋肉労働は、機械化・自動化等により身体的負担は軽減されている。一部に残る人力作業については、坑内外に共通する重量物規制、作業方法の改善及び個別のリスク管理により対応することが適当である。

― 以上、安全衛生の水準が適切に確保されることを前提とすれば、平成17年（2005年）当時にも増して、妊産婦以外の女性の坑内就業を一律に制限する必要性は乏しくなっていると考えられる。ただし、妊産婦については、母性保護の観点から十分な配慮が必要である。

■ 5　坑内労働に係る規制の課題

― 母性保護並びに重量物、有害化学物質及びその他の危険有害要因に関する既存の規制を最新の知見を踏まえて必要に応じた見直しをしながら維持するとともに、本人への情報提供、安全衛生教育、適切な保護具の選択及び使用、設備・物品面の環境整備等を確保することを前提として、見直しを検討することが望まれる。

― 規制を見直した場合でも、女性労働者への十分な情報提供及び教育を行うとともに、女性の健康課題への配慮や、各種ハラスメント対策を講じることが重要である。

Strictly Confidential
© 2026 Mizuho Bank, Ltd.